

苫小牧労働基準監督署における個人情報を含むファイルの誤送信事案の発生について

北海道労働局（局長 三富 則江）は、苫小牧労働基準監督署（署長 中島 貢。以下「苫小牧署」という。）において発生した個人情報を含むファイルの誤送信事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じることとしましたので、概要等をお知らせします。

1 事案の概要

令和6年4月8日、苫小牧署において災害防止団体等（22団体）に対し、添付資料（エクセルファイル）に被災労働者の個人情報（事業場名、氏名、生年月日等）がファイルに含まれた業種別労働災害発生状況をメールで送信したものの。

※ 当該個人情報は、事業主より提出された「労働者死傷病報告」（注）に基づき作成されたもので、令和4年発生分1,110件、令和5年発生分662件、令和6年1月から3月発生分122件の計1,894件のファイルの誤送信をしたもの。

なお、当該個人情報には、被災労働者が所属する事業場の名称、所在地、代表者氏名等の事業場情報も記載されており、代表者氏名が記載された事業場数は680事業場であった。

当該添付資料に掲載されていた方々に対しては、個別にお詫びのご連絡を行っているところ。

（注）労働安全衛生法第100条に基づき、労働者が労働災害等により死亡又は休業したときに事業者が所轄労働基準監督署長に報告するもの。

2 事案の経過

- （1）令和6年4月8日（月）午前9時43分、苫小牧署職員が災害防止団体等に災害発生状況をメール送信した。
- （2）同午前11時30分ごろ、メール送信先から当該添付資料に個人情報の記載があることについて、電話で指摘があった。
- （3）同午前11時42分 各災害防止団体に対し再度メール送信し、メールの削除を依頼するとともに、個別に電話連絡をし、メールの削除依頼及びメール削除の確認作業を開始した。
- （4）送付した22件については、全てメールの削除を確認した。

3 発生の原因

送信する添付資料に個人情報が入ったファイルが含まれていないかの確認作業を十分に行うことなく送信してしまったもの。

4 二次被害又はそのおそれの有無

送信先のすべての団体から、メールを削除したことを確認済みであり、二次被害のおそれは低いものと考えられる。

5 再発防止対策

(1) 苫小牧署においては、令和6年4月9日及び10日に、署長から全職員に対し、本事案の内容を説明するとともに、外部にメールを送信する際には、送信先のアドレスの確認はもとより、添付資料に、個人情報が入ったファイルが含まれていないか、複数人で確認すること、外部に業務データ等を提供する際にエクセルファイルでの提供は原則禁止すること及び、エクセルファイルの送付が必要な場合は所属長の確認を得ることを指示するとともに、基本動作の再確認と徹底を指示した。

また、速やかに全職員を対象とした、個人情報保護に関する研修を実施した。

(2) 北海道労働局においては、外部にメールを送る際の基本的な作業手順を記した保有個人情報漏洩防止マニュアル（以下「マニュアル」という）には、外部にメールを送信する際のチェック項目に、個人情報が添付資料に含まれていないかを確認する旨の記載がないことから、マニュアルを改正してこの旨を追記し、管下の全所属長に外部にメールを送信する際の基本的な作業手順とその確認を管下職員に対し徹底するよう指示するとともに、改めてマニュアル等による全職員を対象とした研修を実施することとしている。

厚生労働省北海道労働局労働基準部	
安全課長	那須 真人
主任安全専門官	<small>ノト</small> 納 裕美
電話 011-709-2311（内線 3550）	